

# 「公益活動等」から「会務活動等」へ

## ～「公益活動等に関する会規」の改正～

会務活動等運営特別委員会委員長 坂巻 國男

「公益活動等に関する会規」は、平成 10 年 5 月 28 日に制定され、平成 13 年 12 月 13 日に改正されたが、同会規による会員の公益活動等への参加義務は努力目標と解され、同義務を履行しなくても、直接的には、会規違反とはならないと解されていた。

その後、平成 15 年 12 月 16 日に同会規は改正され、公益活動等への参加は義務規定とされ、同義務違反は会規違反となると解されるようになった。しかし、同会規を実際に適用、運用してみると、公益活動等とされている活動の内容を広げる必要はないか、別表に掲記されているみなし公益活動等を増す必要はないか、義務免除規定の適用範囲を拡大する必要はないか、等々の問題が提起され、検討が重ねられた。

そこで、その運用実績、検討結果等を踏まえ、平成 18 年 5 月 30 日開催の定期総会において再度改正がなされた。主な改正点は、次の通りである。

### ■改正点 その 1 会規の名称変更

従前の名称は「公益活動等に関する会規」であった。しかし、同会規に定められた公益活動等の範囲、あるいは、一般的概念として使われている公益活動という概念と対比すると、「公益活動」という名称は、会員に誤解を与える恐れがある等の理由から、「会務活動等に関する会規」と変更した。

すなわち、従前の会規の規定の仕方は、「公益活動等」の概念を規定せず、具体的な活動内容を摘示してその義務の履行を求めていたが、「公益活動」という用語の一般的概念を根拠に、会員から、自分達が担っている諸々の活動は同会規の公益活動等に該当するのではないかな等の意見や不満が出されることも多かったため、会規の名称を「公益活動等に関する会規」から、端的に、「会務活動等に関

する会規」と変更したものである。

### ■改正点 その 2 会務活動等の範囲の弾力化

従前の公益活動等の範囲は、①委員会活動、②法律相談活動、③国選弁護活動、④当番弁護活動、⑤法律扶助活動であったが、従前の運用上の実態を踏まえ、上記①の委員会活動に該当するか否かが問題になった事例が多々あったため、これらを規定上、解消すべく、第 2 条 1 項 1 号を次の通り変更した。

すなわち、第 2 条 1 項 1 号を「本会、日本弁護士連合会、関東弁護士会連合会及び東京三弁護士会の委員会（対策本部、センター等の名称のものを含む）、委員会の部会、小委員会、合同委員会、協議会、その他これに準ずる会議（以下「委員会等」

という)における委員、幹事、その他これに準ずる地位(以下「委員等」という)としての活動及び委員会等が主催する講演、研修等の企画についての委員等としての活動」と変更し、委員会活動の範囲に弾力性をもたせた。

### ■改正点 その3 会務活動等の範囲の拡大

従前の公益活動等の範囲は、前記①～⑤だけであったが、それ以外にも、活動内容等において同等と評価されるものが多々あることから、それらの中から従前の運用実績等を踏まえ、新たに、第2条1項に3号を加え、さらに、第2条に3項を新設した。

すなわち、第2条1項3号に、「本会の紛争解決センター又は本会が指定する紛争解決機関の審査、仲裁、あっせん等の活動」を新たに加えた。

また、第2条に加えた3項は、「委員会等の依頼を受け、又は委員会等の募集に応じて弁護士会員が行った活動であって、会長が当該委員会等の長(委員会等が委員会内の組織である場合は、その委員会の長)の意見に基づき第2条第1項各号の活動と同等と認めたものは、同項の会務活動等に該当するものとする」と規定し、会務活動等の範囲に幅をもたせることにした。

### ■改正点 その4 みなし会務活動等の範囲の拡大

従前は、会規の別表で、みなし公益活動等として、①本会の役員等、②日本弁護士連合会の役員等、③関東弁護士会連合会の役員等、④司法研修所の教官等、⑤司法修習生の個別指導担当者、⑥法科大学院の専任教員を規定していたが、従前の運用実績、検討結果等を考慮し、前記①～⑥の外に、新たに3つの職務を加えた。

すなわち、前記6つの職務以外に、別表7に「国會議員」を、また、別表8に「非常勤裁判官」を、さらに、別表9に「日本司法支援センターの理事

長、理事及び常勤職員」を新たに加えた。

### ■改正点 その5 義務免除年齢の引き下げ

従前は、満70歳以上の会員は、公益活動等への参加義務は免除されていたが、平成15年の改正会規の施行により、委員会活動等への参加が増加し、会規改正の目的が達せられつつある状況等を鑑み、年齢を引き下げる方向で検討し、これを「満65歳以上」に引き下げた。

すなわち、従前の第3条1項は、「満70歳以上の弁護士会員は公益活動等への参加義務を負わない」とされていたが、これを、「満65歳以上の弁護士会員は会務活動等への参加義務を負わない」と変更した。

司法制度改革審議会は、平成13年6月12日の最終意見書の中で、弁護士の社会的責任(公益性)の実践を掲げ、「弁護士は、誠実に職務を遂行し、国民の権利利益の実現に奉仕することを通じて社会的責任(公益性)を果たすとともに、その使命にふさわしい職業倫理を保持し、不断に職務活動の質の向上に努めるべきである」とし、さらに、「弁護士の公益活動については、その内容を明確にした上で、弁護士の義務として位置付けるべきである。また、公益活動の内容について、透明性を確保し、国民に対する説明責任を果たすべきである」と記載している。

今回の改正は、当会の運用実績、運用状況等を考慮し、その運用実態に沿うように改正を行なったものであるが、その基本的な理念、考え方に変更があったわけではない。会員は、一人ひとりが弁護士自治を守る意識をもって、広く公益活動を負担していくことが重要である。

弁護士会内外の動きは急である。それに合わせた運用も必要であるが、他方、運用の明確性、公平性も肝要であり、これらを十分に勘案し、運用していくことが求められている。